

## 諮問書

佐市教委函第43号  
平成24年10月23日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明 様

佐賀市教育委員会  
教育長 東島 正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 諮問事項

監視カメラ設置に伴い個人情報を本人以外から収集することの可否について

#### 2. 諮問理由

佐賀市立図書館内は、利用者が利用できる範囲が地下1階から2階までと非常に広く、図書館職員や警備員の巡回点検だけでは、すべての利用者の安全確保と犯罪の未然防止等を防ぐことが非常に困難であり、対応に苦慮している。

そこで、市立図書館内における犯罪の予防を目的（施設の利用状況、混雑程度のチェック等を主目的とし、犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として館内に監視カメラを設置する。

#### 3. 所管課

社会教育部図書館

#### 4. 設置時期

平成8年8月

#### 5. 監視カメラの概要

##### (1) 設置場所及び設置台数

・館内の次の場所に監視カメラを設置する。

(地下1階駐車場5箇所、1階守衛室前通用口1箇所、2階学習室1箇所)

- ・モニターを1階守衛室に1台、2階事務室に3台設置する。
- ・撮影データの記録は行わない。

(2) 掲示

- ・カメラ設置場所には、「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

6. 監視カメラの取り扱い

監視カメラを適正に取り扱うために、「監視カメラ運用基準」を定める。

## 佐賀市立図書館内監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立図書館内における犯罪の予防を目的（施設の利用状況、混雑程度のチェック等を主目的とし、犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、佐賀市立図書館内の地下1階駐車場、1階守衛室前通用口及び2階学習室に設置する。

- 2 監視カメラは、常時稼動・撮影するものとする。
- 3 監視カメラで撮影した映像は、記録しない。
- 4 監視カメラを設置した場所には、図書館利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、図書館長とする。
- 3 取扱者は、図書館職員（嘱託職員、日日雇用職員も含む。）、図書館常駐の警備員及び設備運転管理者の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附則

この基準は平成24年10月23日から実施する。